



## 上級職場適応援助者養成研修 受講要件(詳細版)～Q&A集～

---

---

1. はじめに(5つの受講要件とは).....	P3
2. Q&Aの使い方 .....	P5
3. 受講要件1の詳細.....	P6
4. 受講要件2の詳細.....	P9
5. 受講要件3の詳細.....	P12
6. 受講要件4の詳細.....	P14
7. 受講要件5の詳細.....	P20

# 1. はじめに(5つの受講要件とは)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 1  障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員
- 医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方
- 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)であって、障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方

- 2  研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 3  訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
- 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4  職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上あること
- 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

- 5  全ての科目を受講することができること

## 重要

- ・ 1～5の受講要件のすべての要件を満たす方が、研修の受講申請を行うことができます。
- ・ なお、1～5の受講要件にはさらに詳細な要件があります。
- ・ 次のページ以降の受講要件詳細(Q&A)をお読みになり、すべての受講要件を満たしているか、必ずご確認ください。

---

# 受講要件詳細(Q&A)

---



## 3.受講要件1の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 1
- 障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員
  - 医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方
  - 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)であって、障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方

障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員に該当する方

(質問1) 障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員に該当する方とは、具体的にどのような者を指しますか？

(回答1) 以下の事業所に雇用されている方、又は以下のサービスを行う法人の代表者・役員を指します。

- 障害者就業・生活支援センター  就労移行支援事業所  就労定着支援事業所

障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員に該当する方

(質問2) 障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所以外の障害者の就労支援を行っている事業所に所属している場合は該当しないのでしょうか？

(回答2) 法人のパンフレット、ホームページ、定款などに障害者の就労支援を実施している旨が明記されている事業所に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員の方も該当します。

### 注意

- ・法人のパンフレット、ホームページ、または定款など、障害者の就労支援を実施していることを示す資料を受講申請時に提出していただく必要があります。

# 3.受講要件1の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 1  障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員
- 医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方
- 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)であって、障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方

医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方

(質問3) 医療機関等とは具体的にどのような機関が該当しますか？

(回答3) 次の機関が該当します。

- 病院・診療所(医療法に規定されるもの)
- 精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されるもの)
- 保健所(地域保健法に規定されるもの)

## 注意

- ・ 申請事業所のパンフレット、ホームページ、または定款など、障害者の就労支援を実施していることを示す資料を受講申請時に提出していただく必要があります。これらの資料がない場合、申請事業所にて具体的な就労支援の取組み内容を記述した資料(任意様式)を提出していただき、受講要件に該当するか、JEEDで判断させていただきます。

医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方

(質問4) 精神障害者等の就労支援とは具体的にどのような支援が該当しますか？

(回答4) 精神障害者等である患者からの職業相談又は精神障害者等を雇用している事業主からの雇用管理に係る相談を受けて助言を行う支援を指します。

## 補足

- ・ ここでいう「精神障害者等」とは、精神障害者保健福祉手帳所持者、統合失調症や気分障害及びてんかんの患者を指します。

# 3.受講要件1の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 1
- 障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員
  - 医療機関等に所属している方、又は医療機関の代表者・役員であって、精神障害者等の就労支援を担当している方
  - 障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)であって、障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方

障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)

(質問5) 国等の行政機関は該当しますか？

(回答5) 次の機関は該当しません。

- 国及びその出先機関
- 地方公共団体
- 独立行政法人のうち行政執行法人
- 独立行政法人のうち特定地方独立行政法人

障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、若しくは同事業主(法人の代表者・役員)

(質問6) 就労継続支援A型事業所は該当しますか？

(回答6) 障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方の状況によって異なります。

- 就労継続支援A型事業所の**職員として**雇用契約を結んでいる障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方(該当)
- 就労継続支援A型事業所の**利用者として**雇用契約を結んでいる障害者の雇用管理等に関する業務を担当している方(非該当)

# 4.受講要件2の詳細(Q&A)

2 □ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

□ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

(質問1) ホームページに掲載することに同意しない場合、研修は受講できないのでしょうか？

(回答1) 受講対象にはなりません。

上級職場適応援助者は、特定の障害者・企業に対する支援に留まらず、他の職場適応援助者(ジョブコーチ)へのスーパーバイズやコーディネート等を含む支援を行います。そのため、研修修了後は、地域のジョブコーチ支援活性化のために、上級職場適応援助者が所属する法人名等をJEEDのホームページに掲載する方針が、厚生労働省より示されています。

## 補足

- 上級職場適応援助者の人材像、業務の範囲については、厚生労働省のホームページをご参照ください。  
厚生労働省「職場適応援助者の育成・確保の作業部会 [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei\\_126985\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126985_00011.html)
- JEEDのホームページに掲載された一覧表は、厚生労働省のホームページにリンクが掲載される予定です。

### 上級職場適応援助者養成研修 (JEED開催分) 修了者の所属先一覧

- 上級職場適応援助者(上級ジョブコーチ)は、以下のような支援を行います。
  - ・ 職場適応援助者助成金を活用した「支援計画書の作成」「支援計画書の承認」「ケース会議」「ペア支援」の支援
  - ・ 地域の関係機関、企業に対する障害者の就労支援ノウハウの共有、支援手法に関する相談・助言
  - ・ 障害者に対する雇用前から雇用後までの一貫した伴走型支援(関係機関とのコーディネートを含む)
  - ・ 企業に対する障害者雇用前から雇用後までの一貫した伴走型支援(関係機関とのコーディネートを含む)
- 上級ジョブコーチが対応可能な活動エリア、支援の範囲・詳細については、各事業所ごとに異なります。上級ジョブコーチの最新の配置状況と併せて、直接お問い合わせいただくよう、お願いいたします。

※注1 「訪」・・・訪問型職場適応援助者養成研修修了者の上級ジョブコーチを配置  
「企」・・・企業在籍型職場適応援助者養成研修修了者の上級ジョブコーチを配置  
「訪・企」・・・訪問型職場適応援助者養成研修修了者の上級ジョブコーチ、企業在籍型職場適応援助者養成研修修了者の上級ジョブコーチの両方を配置

北海道					
No	法人名	事業所名	区分 (注1)	住所	電話番号
北海道1					

▲ JEEDのホームページに掲載する一覧表のイメージ

## 4.受講要件2の詳細(Q&A)

2 □ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

□ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

(質問2) 掲載する情報は、法人名以外にどのような情報を掲載するのでしょうか？

(回答2) 以下の情報を掲載します。

- 法人名
- 事業所名
- 職場適応援助者養成研修の区分
- 事業所の住所
- 事業所の電話番号

□ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

(質問3) 掲載する事業所名、住所、電話番号は、受講希望者が所属する事業所の情報を掲載する必要があるのでしょうか？

(回答3) ご認識のとおりです。

受講希望者が所属する事業所の情報を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方が、受講要件2を満たしている方となります。

(理由はP9の「4. 受講要件2の詳細(Q&A)」をご参照ください)

## 4.受講要件2の詳細(Q&A)

2 □ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

□ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

(質問4) ホームページに掲載する「職場適応援助者養成研修の区分」とは？

(回答4) 受講希望者が修了している職場適応援助者養成研修の区分を指します。

具体的には、以下の2つの区分があります。

- 訪問型職場適応援助者養成研修（第1号職場適応援助者養成研修を含む）
- 企業在籍型職場適応援助者養成研修（第2号職場適応援助者養成研修を含む）

### 補足

- ・ はじめてJEEDのホームページに掲載する事業所の情報については、受講申請時に申告していただく「受講者の修了した職場適応援助者養成研修の種類」等を基にJEEDが確認した区分を掲載することになります。

□ 研修修了後、JEEDのホームページに法人名等を掲載することに、事業所の長より同意が得られる方

(質問5) 掲載している法人名等の情報の変更が必要な場合、どうしたらよいのでしょうか？

(回答5) JEEDのホームページ掲載情報は、年1回更新を予定しています。

JEEDから年1回ご案内をお送りしますので、その際に変更内容の申告をお願いします。

### 補足

- ・ JEEDからの年1回のご案内は、受講申請時に登録していただいたメールアドレスにお送りする予定です。
- ・ ご案内の時期については、11月～3月頃となります。

# 5.受講要件3の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 3
- 訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
  - 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

- 訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
- 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

(質問1) 訪問型・企業在籍型職場適応援助者養成研修には、JEED以外で修了した研修も含まれますか？

(回答1) 訪問型・企業在籍型職場適応援助者養成研修とは以下の通りです。

JEED以外で修了した研修も以下に該当しているものであれば含まれます。

- JEEDが行う訪問型職場適応援助者養成研修
- JEEDが行う企業在籍型職場適応援助者養成研修
- 訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修（※民間の研修機関が行う研修）
- 企業在籍型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修（※民間の研修機関が行う研修）

## 補足

- JEEDが行う訪問型職場適応援助者養成研修には、以下の研修も含まれます。
  - 平成27年までにJEEDが行った「**第1号**職場適応援助者養成研修」
  - 平成27年までにJEEDが行った「**第2号**職場適応援助者養成研修」
  - 平成17年9月30日以前までに**JEEDが行った「**職場適応援助者養成研修**」

# 5.受講要件3の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 3
- 訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
  - 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

- 訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
- 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

(質問2) 民間の研修機関が行う研修とは、具体的にどのような機関の研修ですか？

(回答2) 厚生労働省のホームページに民間の研修機関が具体的に掲載されています。ご確認ください。

## 参考

厚生労働省ホームページ「職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html)

- 訪問型職場適応援助者養成研修を修了していること
- 企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了していること

(質問3) 以前、JEEDの地域障害者職業センターで配置型職場適応援助者養成研修を修了しました。配置型職場適応援助者養成研修の修了は、要件に該当しないのでしょうか？

(回答3) 該当しません。

ただし、地域障害者職業センターを退職後、一定の要件を満たしている方につきましては、訪問型又は企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了したものとみなすことができます。詳細につきましては、下記にお問い合わせください(手続きに時間を要しますので、ご注意ください)。

## 問い合わせ

JEED 障害者職業総合センター 職業リハビリテーション部 人材育成企画課 TEL:043-297-9095

## 6.受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方

(質問1) ジョブコーチとしての実務経験とは具体的には？

(回答1) 次の実務経験を指します。

- (イ) 訪問型職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援
- (ロ) 企業在籍型職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援
- (ハ) 障害者を雇用する企業を訪問し、職場適応のために障害者及び企業に対して行うジョブコーチ支援
- (ニ) 障害者の職場適応及び企業内における支援体制の確立等のために、自らの企業が雇用する障害者及び障害者が所属する部署の社員等に対して行うジョブコーチ支援
- (ホ) 自らの事業所内の他のジョブコーチに対して行う指導等の管理業務

### 補足

- ・ (ハ)(ニ)(ホ)は職場適応援助者助成金の支給を受けずに行うジョブコーチ支援となります。
- ・ 「実務経験が3年以上」は以下のいずれかのパターンが該当します。
  - (イ)～(ホ)のいずれか1つの実務経験が3年以上
  - (イ)～(ホ)を複数組み合わせた実務経験が合計3年以上

### 注意

- ・ (ハ)及び(ホ)の実務経験は、以下のいずれかの機関に所属して実施した経験を指します(就労継続支援A・B型事業所、就労選択支援事業所での経験は対象外です)。
  - ハローワーク
  - 地域障害者職業センター
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 就労移行支援事業所
  - 就労定着支援事業所
  - 地方公共団体等が設置する障害者の就労支援機関

## 6. 受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方

(質問2) 質問1の(ハ)「障害者を雇用する企業を訪問し、職場適応のために障害者及び企業に対して行うジョブコーチ支援」とは、具体的にどのような支援が含まれるのでしょうか？

(回答2) 在職中の障害者及び企業に対する職場適応のための支援のほか、以下の支援も含まれます。

- 障害者の就職のための支援
- 障害者の職場復帰のための支援(復職支援)

### 補足

- ・ 障害者の就職のための支援例
  - 企業での職場実習の実施
  - 企業での採用面接への同行
  - 雇用開始前の企業に対する合理的配慮の提供等に係る調整
  - 職場実習・採用面接等に係る障害者に対する職業指導及び作業指導等

### 注意

- ・ 就労継続支援A型事業所における利用者を対象とした職場適応、就職、職場復帰のための支援は含まれません。

## 6.受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方

(質問3) 質問1の(二)「障害者の職場適応及び企業内における支援体制の確立等のために、自らの企業が雇用する障害者及び障害者が所属する部署の社員等に対して行うジョブコーチ支援」とは、具体的にどのような支援が含まれるのでしょうか？

(回答3) 自らの所属する企業が雇用する障害者に対する職場適応のための援助及び企業内における支援体制の確立等の調整のほか、以下の支援が含まれます。

- 障害者の採用のための業務
- 障害者の職場復帰のための業務

### 補足

- ・ 障害者の採用のための業務例
  - 職場実習の受入れ
  - 採用面接
  - 雇用開始前の合理的配慮の提供等に係る調整

### 注意

- ・ 障害者を雇用する又は雇用しようとしている企業内における経験を原則としています(特例子会社を含む)。
- ・ 「自らの所属する企業が雇用する」とは、雇用契約を締結することを指します。
- ・ 受講希望者が就労継続支援A型事業所の支援員として勤務し、そこで利用者として働く障害者の就労を継続するために行った雇用管理等の業務経験は含まれません。

## 6.受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方

(質問4) 質問1の(ホ)「自らの事業所内の他のジョブコーチに対して行う指導等の管理業務」とは、具体的にどのような取組みが含まれるのでしょうか？

(回答4) 他のジョブコーチが行う次の支援内容に係る指導等を指します。

- (イ) 訪問型職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援
- (ロ) 企業在籍型職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援
- (ハ) 障害者を雇用する企業を訪問し、職場適応のために障害者及び企業に対して行うジョブコーチ支援
- (ニ) 障害者の職場適応及び企業内における支援体制の確立等のために、自らの企業が雇用する障害者及び障害者が所属する部署の社員等に対して行うジョブコーチ支援

### 補足

- ・ 他のジョブコーチについては、職場適応援助者養成研修修了の有無を問いません。

### 注意

- ・ 次の場合の経験は対象外です。
  - 上記(イ)～(ニ)のいずれにも携わらない人事担当者であった場合
  - 他のジョブコーチに対して直接指導を行わない組織内の施設管理者等であった場合
  - 就労継続支援A型・B型事業所又は就労選択支援事業所内で他のジョブコーチに対して指導等の管理業務を行った場合

## 6.受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方

(質問5) 職場適応援助者養成研修修了後、3年以上は経過しているけれど、質問1の(イ)～(ホ)のジョブコーチ支援を実施していない時期があります。その場合も実務経験3年として計算して良いのでしょうか？

(回答5) ジョブコーチとしての実務経験は、月1回以上支援を行った月を1か月として計算してください。その際、月1回以上の支援を行っていない月は、計算から除外してください(例:休職期間など)。合計36か月以上の実務経験があれば、「ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方」に該当します。

### 補足

- ・一つの所属先だけで実務経験3年以上を満たしていない場合、複数の所属先での実務経験を合算することができます。
- ・受講申請の際は「実務経験申告書(実務経験3年以上)」を作成し、提出して頂きます。
- ・「実務経験申告書(実務経験3年以上)」はJEEDホームページ(上級職場適応援助者養成研修)に掲載しています。[JEEDホームページ内の「9. 受講申請の事前準備」](#)をご参照ください。

### 注意

- ・質問1の(イ)～(ホ)の実務経験を、同じ月に複数実施した場合であっても、合算することはできません。
  - (例1) 20XX年4月に就労移行支援事業所において、質問1の(イ)(ハ)(ホ)をそれぞれ1回以上実施した場合
    - 1か月として計算      × 3か月として計算
  - (例2) 20XX年4月に障害者を雇用する企業において、質問1の(ロ)を5回実施した場合
    - 1か月として計算      × 5か月として計算

## 6.受講要件4の詳細(Q&A)

受講希望者が、次のいずれかに該当すること

- 4
- 職場適応援助者養成研修修了後、ジョブコーチとしての実務経験が3年以上ある方
  - 職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

職場適応援助者養成研修修了後、職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の経験が20件以上あること

(質問6) 職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援とは、具体的にどのような支援を件数に含めてよいのでしょうか？

(回答6) 次の支援を件数に含めることができます。

- (イ) 受講希望者が作成した支援計画による支援
- (ロ) 地域障害者職業センターが作成した支援計画による支援
- (ハ) 他の訪問型職場適応援助者が作成した支援計画による支援
- (ニ) 他の企業在籍型職場適応援助者が作成した支援計画による支援

### 補足

- ・ (イ)は地域障害者職業センター又は上級職場適応援助者の承認が必要です。承認後、職場適応援助者助成金の支給に至らなかった場合も、支援件数に含めることができます。
- ・ (ハ)及び(ニ)は、地域障害者職業センター又は上級職場適応援助者の承認した支援計画書に限ります。
- ・ (ロ)、(ハ)及び(ニ)は、他の法人の職場適応援助者とのペア支援も支援件数に含めることができます。

### 注意

- ・ 訪問型職場適応援助者助成金を活用したジョブコーチ支援の場合における「支援計画による支援」には、「職場適応援助者支援計画書」による支援のほか、「職場適応援助者支援総合記録票(フォローアップ計画書)」によるフォローアップ支援も含まれます。
- ・ **同一対象障害者及び事業主に対する「職場適応援助者支援計画書」と「職場適応援助者支援総合記録表(フォローアップ計画書)」による支援は、1件として数えます。**

## 7.受講要件5の詳細(Q&A)

5 □ 全ての科目を受講することができること

□ 全ての科目を受講することができる見込みがあること

(質問1) 一部の科目だけを、部分的に受講はできるのでしょうか？

(回答1) 一部の科目のみの受講はできません。

### 注意

- ・ いかなる理由であっても**規程の受講時間**を満たさない場合、研修を修了することができません。
- ・ 修了要件を満たさない場合、再度研修を受講申請し、はじめから研修を受講して頂く必要があります。  
【規程の受講時間】  
全ての科目において、それぞれカリキュラムで定められた時間数の**8割以上**に出席
- ・ **天候や公共交通機関の運行の影響などにより一部の科目を欠席**等した場合に限り、欠席等した科目が規定の範囲内であれば、翌年に開催される同研修で必要な科目の受講を終えることにより、研修を修了したものとみなします(**特例措置**)。  
【特例措置の適用基準】  
欠席又は8割未満の出席となった科目数が**3科目以内**

---

最後までご覧いただきありがとうございました。  
引き続きJEEDホームページ(上級職場適応援助者養成研修)内の  
研修情報をご確認ください。

---



---

## 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

職業リハビリテーション部 人材育成企画課

〒261-0014

千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

電話番号:043-297-9095

メールアドレス:stgrp@jeed.go.jp